

令和4年度人権学習資料のデザイン制作及び印刷・加工業務に係る
プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、人権学習資料のデザイン制作及び印刷・加工業務（以下「委託業務」という。）に関し、企画提案書等を比較検討し、業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に際して必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 業務の名称

令和4年度人権学習資料のデザイン制作及び印刷・加工業務

(2) 業務の目的

小中学生の保護者を主要対象として、子どもの意見を積極的に聞き尊重する意識と態度を醸成するための啓発資料を作成する。

(3) 業務の内容

人権学習資料のデザインを制作し、印刷・加工する。

詳細は、令和4年度人権学習資料のデザイン制作及び印刷・加工業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 契約期間

契約日から令和5年2月21日（火）まで

(5) 予算額

660千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4年3月31日から本件業務の企画提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 鳥取県内に本社又は支社、営業所等を有すること。

(4) 委託者との協力・連絡体制を構築できる者であること。

4 評価方法等

(1) 審査会

企画提案書等の審査は、令和4年度人権学習資料のデザイン制作及び印刷・加工業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において行う。

(2) 評価方法

各審査員（6名）がAの評価項目における評価の視点ごとにIの評価基準により5段階で評価を行い、その評価点にそれぞれ係数を乗じたものの合計数（100点満点）を総合し（600点満点）、最高点を得た者から順位を付けるものとする。

なお、予算額を超える見積価格を提出した者は、失格とする。

ア 評価項目等

評価項目	評価の視点	係数	得点
業務内容の理解	業務の内容を正しく理解し、デザイン等に反映しているか	×6	30
表現力	① 小中学生の保護者に対して訴求力があるか	×3	15
	② ほのぼのとして温かみのあるデザインか	×3	15
	③ 日々の子どもとの接し方について、10ヶ条を使い容易にチェックできるレイアウトか	×3	15
	④ 文字や行間、背景等が適切で読みやすいか	×3	15
業務遂行能力	過去3年間（令和元年度以降）に受託した類似業務の実績から、質の高い業務遂行能力を期待できるか	×2	10
合計			100

イ 評価基準

評価基準は次のとおりとし、絶対評価により評価する。

評価点	評価基準
5点	非常に優れている
4点	優れている
3点	標準的である
2点	劣る
1点	非常に劣る

5 選定方法

4により最高点を得た者を、最優秀提案者として選定する。なお、最高点を得た者が複数ある場合は、審査員の合議により最優秀提案者を選定する。

6 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加に当たっては、以下の書類を期限内に提出すること。

(1) 提出書類

企画提案参加申込書（様式第1号）

(2) 提出方法

15の各種書類提出先に持参または送付により提出すること。

(3) 提出期間及び時間

持参の場合は、令和4年11月16日（水）から12月6日（火）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。以下「休日」という。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、12月6日（火）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(4) その他

本プロポーザルへの参加は、企画提案参加申込書を期日までに提出した者に限る。

7 質問の受付について

- (1) 本プロポーザルに関して質問がある場合は、令和4年12月6日(火)午後5時15分までに電子メール(様式自由)により質問すること。なお、電子メールの宛先は15に記載のメールアドレスとすること。
- (2) 回答は、質問者名を伏せて公益社団法人鳥取県人権文化センター(以下、「当センター」という。)のホームページ(<https://tottori-jinken.org/>)に掲載することにより回答するものとする。

8 企画提案書等の作成及び提出

次の書類を提出すること。

(1) 企画提案に必要な書類等

ア 企画提案書(様式第2号)

デザイン案のコンセプトをわかりやすく記載すること。また、令和元年度以降に行ったブックレットのデザイン制作等、類似の事業実績について記載すること。

イ 人権学習資料のデザイン案

提出するデザイン案は、人権学習資料の全体(裏表両面)とする。デザイン案の制作に当たっては、仕様書に指定した事項を十分に確認すること。デザイン案は下書きに近いラフ画(カラー)でもよいこととし、完成形をイメージしやすいよう仕様書に示すサイズに合わせてカラー印刷したものを7部提出すること。

ウ 見積書

委託業務総額に係る経費を算出し、その経費を記載すること。なお、消費税及び地方消費税の額も記載すること。

エ 参加者が令和元年度以降に制作したデザインがわかるもの

リーフレットなど人権学習資料に類似したもので、本企画提案書の2に記載する類似業務によって制作したものを7部提出すること。

(2) 提出方法

持参の場合は、令和4年11月16日(水)から同年12月20日(火)までの間(休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、12月20日(火)午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(3) その他留意事項

企画提案書は1者につき1案とし、提出後の内容の差し替え、追加は認めない。

9 審査結果の通知

審査結果は提案者全員に通知する。なお、通知する結果は、通知の相手方の順位及び得点とする。

10 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含む。協議が不調のときは、4(2)により順位づけられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

11 契約保証金

契約の相手方（以下「受託者」という。）は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- (1) 受託者が、保険会社との間に当センターを被保険者とする履行保証保険契約等履行保証がなされているとき。
- (2) 受託者が、過去2年の間に国、地方公共団体その他の法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって契約し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12 業務スケジュール

契約の完了に至るまでの手続き及び時期は、次のとおりとする。ただし、(5)以降の日程については、状況に応じて前後する場合がある。

- | | |
|--------------------|---------------|
| (1) ホームページ掲載（公募開始） | 令和4年11月15日（火） |
| (2) 企画提案参加申込書の提出期限 | 同年12月6日（火） |
| (3) 質問受付期限 | 同年12月6日（火） |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 同年12月20日（火） |
| (5) 審査会開催 | 同年12月下旬予定 |
| (6) 審査結果の通知 | 同年12月下旬予定 |
| (7) 契約締結等の協議及び見積依頼 | 同年12月下旬予定 |
| (8) 契約締結 | 同年12月下旬予定 |
| (9) 納品 | 令和5年2月21日（火） |

13 契約の解除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に当センターが契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を当センターに支払わなければならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が個人事業者の場合にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすること、その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財

産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであり、知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

14 その他

（１）企画提案書等

ア 3の参加資格のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は、無効とする。

イ 提出された企画提案書等は、原則として返却しないものとする。なお、当センターに提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。

ウ 企画提案参加申込書又は企画提案書等の提出後に本プロポーザルの参加を取り下げる場合は、速やかに15の問い合わせ先に連絡するとともに、文書で通知すること。

（２）参加費用

本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

（３）著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書等に係る著作権は提案者に、契約締結後の成果品に係る著作権は受託者に帰属するものとする。ただし、当センターは本業務に関する事業報告及び事業PR、また人権啓発事業に成果品の画像を無償で使用できるものとし、その使用範囲には、画像データの加工、各種印刷物・研修用スライド等への掲載、ホームページ等インターネット上での公開、第三者への提供が含まれるものとする。

イ 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 当センターは提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

（４）その他

この要領に定めるもののほか、本プロポーザルの実施に際し必要な事項は、公益社団法人鳥取県人権文化センター事務局長が別に定める。

15 問い合わせ先・各種書類提出先

〒680-0846 鳥取市扇町21番地 鳥取県立生涯学習センター2階

公益社団法人鳥取県人権文化センター

電話 0857-21-1712

ファクシミリ 0857-21-1714

電子メール t-jinken@tottori-jinken.org